

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、宇多津町が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）津ノ郷地区）を行うことについて平成20年2月6日適当と決定した。

その関係書類を宇多津町産業振興課において平成20年2月22日から同年3月13日まで縦覧に供する。

平成20年2月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀